

広島県立文書館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十七号

広島県立文書館管理規則等の一部を改正する規則

(広島県立文書館管理規則の一部改正)

第一条 広島県立文書館管理規則(昭和六十三年広島県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用券) 第九条 文書等を利用しようとする者は、別記様式第一号による文書館利用券交付申請書を館長に提出し、別記様式第二号による利用券(以下「利用券」という。)の交付を受けなければならない。ただし、館長が特別の理由があると認められた場合は、この限りでない。</p> <p>2―4 (略)</p> <p>(閲覧の手続) 第十条 文書等を閲覧しようとする者は、別記様式第四号による文書等閲覧申請書を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)により館長に提出し、閲覧しようとする文書等(以下「閲覧文書等」という。)を借り受けるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(文書等の複写) 第十二条 文書等の複写を希望する者は、別記様式第五号による文書等複写申請書を書面又は電磁的記録により館長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用券) 第九条 文書等を利用しようとする者は、別記様式第一号による文書館利用券交付申請書を館長に提出し、別記様式第二号による利用券(以下「利用券」という。)の交付を受けなければならない。</p> <p>2―4 (略)</p> <p>(閲覧の手続) 第十条 文書等を閲覧しようとする者は、別記様式第四号による文書等閲覧申請書に利用券を添えて館長に提出し、閲覧しようとする文書等(以下「閲覧文書等」という。)を借り受けるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(文書等の複写) 第十二条 文書等の複写を希望する者は、別記様式第五号による文書等複写申請書に利用券を添えて館長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」を「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」に改める。	別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日まで」を「平成 年 月 日まで」に改める。
別記様式第二号中「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」に改める。	別記様式第二号中「平成 年 月 日から平成 年 月 日まで」に改める。
別記様式第四号から別記様式第七号までの様式中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日まで」に改める。	別記様式第四号から別記様式第七号までの様式中「平成 年 月 日」を「平成 年 月 日まで」に改める。

冊 五 四」に、「瀬」を「森」に改める。

(広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部改正)

第二条 広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則(平成十五年広島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置) 第十二条 (略)</p> <p>3 前項の公告は、<u>県庁の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。</u></p>	<p>(特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置) 第十二条 (略)</p> <p>3 前項の公告は、<u>県庁の掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則の一部改正)

第三条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則(昭和四十九年広島県規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧方法) 第二条 法第五条第四項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第三項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の書面を公衆の縦覧に供する方法は、<u>当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)の所在地(特定事業場が二以上の市町の区域にまたがる場合にあつては、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする場所とする。以下同じ。)を管轄する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合にあつては、当該支所)及び市町の事務所並びに環境県民局環境保全課における書面の縦覧及びインターネットの利用によるものとする。</u></p>	<p>(事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧場所) 第二条 法第五条第四項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により法第五条第三項(法第八条第三項において準用する場合を含む。)の書面を公衆の縦覧に供する場所は、<u>当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)の所在地(特定事業場が二以上の市町の区域にまたがる場合にあつては、当該特定施設を設置し、又は当該特定施設の構造等の変更をしようとする場所とする。以下同じ。)を管轄する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の担当区域内である場合にあつては、当該支所)及び市町の事務所並びに環境県民局環境保全課とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第三条の規定による改正前の瀬戸内海環境保全特別措置法施行細則の規定によって縦覧に供されている書面については、なお従前の例による。